

『家相新編』にみる明治期の家相説

村 田 あ が

緒言

筆者は主に江戸時代中・後期の家相文献について研究を続けているが、本稿では明治時代の家相文献である『家相新編』の分析をすることに、近世を通して継承されてきた家相説の展開について考えたい。

江戸時代中・後期には、江戸、京都、大坂の三都を中心に家相・宅相に関する文献が数多く刊行され流布した¹⁾。家相説とは屋敷や住居の地勢や配置、間取りや構造などが、居住者の吉凶禍福を左右するという説であり、近世以降現代にも続く観相にかかわる習俗の一つである。

家相文献には、住まい造りの際の禁忌や方位観、住まい方に関する諸注意などが記されており、また武家、農家、商家、寺院などのさまざまな住まいの図面も多く載る場合が多く、その時代の住まいに関する資料としての価値は大きい。

近世の建築については、社寺など大規模な建築物に関する造営時の記録や木割書などが史・資料としてあるが、庶民の住まいに関する記録は少なく、特に住まいをめぐる生活について知るためには、家相文献の研究もその一助となると考える。

一、「家相新編」の構成

『家相新編』を取りあげた理由は、本文献が江戸時代中・後期の家相文献や家相相者の分析を試み、また家相流派の批判にも言及している点が当時の家相説をめぐる状況を示しており、評価に値すると考えるからである。さらに本文献では、近世の家相文献の典拠となる舶載漢籍の解題も行っており、江戸時代中・後期から明治期にかけての家相説のルーツの解明にも資するものと考えられる。

本書は観相家尾島碩聞が明治三十四年（一九〇一）に刊行した家相の文献であり、東京、京都、大坂をはじめ、名古屋や盛岡、札幌など、国内二十箇所の書肆及び取次店において販売された²⁾。

著者の尾島碩聞は東京の小石川常覚寺主であり、小石川表町の住まいにおいて礫川堂という書肆をも営んだ。礫川堂は当時観相関連の書籍を多く刊行し、また古書の写本も多く蔵していたが、戦災で消失した。国書総目録を見ても礫川堂の所蔵した観相関連文献は多く、これらが今残れば家相説をはじめとする観相関連の研究に資するところは多かつたと考えられる。なお碩聞は他にも「方鑑大成」(明治二十一年・一八八八刊)、「方鑑必携」(明治二十二年・一八八九刊)という宅相書を著している。

本文献は上中下の三巻より成る。長くなるが目次をそのまま載せ、これに従って本文献の構成を見てゆきたい。

家相新編目次。

卷之上

第一章 緒論	一丁
宅相術の起因	
屋制の変遷	
漢土相宅の権輿	
本邦宅相術の沿革	
第二章 理気弁	十三丁
第三章 天干地支の説	十六丁
第四章 中央定格の弁	十七丁
第五章 方位分界の説	二十一丁

卷之中

方位の分界	
磁針の偏差	
子午線測定法	
第六章 地理風水要訣	三十丁
第七章 宅相大要の弁	三十三丁
第八章 九宮吉凶略説	一丁
離坎二宮	
坤艮中三宮	
兌震二宮	
乾巽二宮	
第九章 家相備格略弁	十丁
井水 竈 團扇 倉庫 納屋・物置 馬厩・牛欄 浴室	
門戸 神棚・仏壇 神祠 窖 走水・水溜 芥場・肥溜	
離座敷・茶室 泉池 庭園	
第十章 測図法の一斑	十八丁
第十一章 家相方鑑兼用すべき説	二十一丁
第十二章 破邪弁第一	二十三丁
(土金法鎮水法康熙流洛書井田八陳法等の妄を弁ず)	
第十三章 破邪弁第二	三十丁
(疊数間尺吉凶の誤を弁ず)	

第十四章 破邪弁第三

三十六丁

(龍水法八宅法の妄を弁ず)

第十五章 結論

四十五丁

卷之下

図編凡例

一丁

図式索引

三丁

農家之部計十七図

六丁

商家之部計十八図

十九丁

雑家之部計二十五図

三十丁

家相新編目次終

以上のように、本文献では上巻で概論を述べ、中央や方位の定め方の解説をし、中巻で家相説の本論である方位別吉凶を記述すると共に、他流派の説に関する反論を展開し、下巻に農家、商家、寺院などの具体的な平面図を六十例載せている。

なお本文献は目次の前に紙数を五丁割り、「家相新編参考引用書目」を表にして載せている。この表には百四十余の舶載漢籍と江戸時代の家相文献がまとめられており、表の後には主要舶載文献の解題も加えられている。明治期の一親相家の視点によるものではあるが、近世の家相説の展開を考える上で貴重な資料であり、本文献の特徴の一つに数えられる。「引用書目」の内容の詳しい吟味につい

ては別稿で改めて触れたい。

本稿では、著者の示す明治期における家相説の内容を明らかにすると共に、著者の説が典拠とする江戸末期の家相説、及び家相相者について考えることを目的とし、幕末から明治期への家相説の展開について考えたい。

二、「家相新編」の家相説の内容

ここでは先に載せた目次の第九章家相備格そなえかた略弁に沿って、家相説の内容を明らかにしたい。本文献では図1のように、東西南北、乾巽坤艮の八宮と、十干十二支を方位に当てはめたものを加えた二十四方位により、方位別の吉凶判断をしている。図は本文献の上巻第五章に載るものである。

第九章では、目次に載せた住まいの部位別の方位別吉凶判断を述べる前に次のように記し、方位による吉凶判断の要点を述べている。

宅相善悪の大意は前に既にこれを述ぶる所の如し。今更にその備格の要訣を示すべし。凡て倉庫納屋物置等の如き建物は、これを乾宮及び坎兌二宮に備ふるを以て大いに吉とす。巽宮及び震離二宮これに次ぐ。又井竈厨等の如きものは、八干(甲乙丙丁庚辛壬癸の八山)並びに二支(巳亥の二山)の位に置くべし。殊にその備えを布くに当たりては、なるべく一宮内に備えて、二宮に跨らざらしむべし。これ方鑑を選択するに際し、大

方位分界之圖

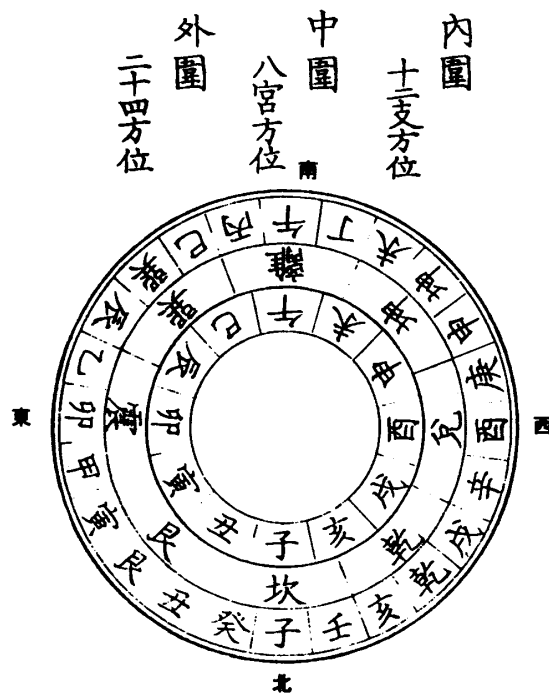


図1 方位分界之図（四方位は筆者が加えた）
（東京家政学院大学図書館大江文庫所蔵「家相新編」より転載）

いに利便を得ればなり。

八干二支という計十方位による吉凶判断が記述されているが、これはいずれも東西南北、乾巽坤艮の八宮を若干避けた方位であり、江戸末期の家相説にも見られる方位の選び方である。つまり、八宮という方位の正当を僅かに避け、良きに付け悪しきに付け八宮の方位が内包する吉凶の影響力の強さを緩和させて受け入れるという姿勢であり、方位の持つ力を人々が信じていればこそその判断と考えられる。

またこの文章では、住まいの中心⁴に磁針を設置し、二十四方位を割り出し、それに則り各方位に吉となる要素を当てはめてゆくが、

その場合隣り合う二方位に跨るように住まいの各要素を配置すると吉凶の判断に支障を来すので、なるべく一方位内に納めよと述べている。親相家にとって都合の良い言い分であるが、吉凶の判断という面では合理的な考え方であり、江戸末期の文献には見られなかったものである。

次に、住まいの各要素別に吉凶判断の内容をみる。

○井水

「人命を養うの資源」であり住まいで一番大切なものであると述べ、八干二支に備えよという。坤艮にあると「住人常に虚弱なるを免れ」ず、離は「盲聾瘖」の者を出すと禁じている。また、地中に古井を埋めている場合は「その害実に至だし」と注意している。

○竈

竈は井戸の次に重要であり、「生活の最要具」といい、最も清浄な所を撰んで設置せよとある。方位は前出の八干二支が良く、竈の火口の向きは東、巽を吉としている。

さらに、竈の煤煙が屋内に溜まると「大いに衛生を害する」ので注意せよと述べる。このように、住まい造りの要点を方位別の吉凶とは関係なく載せる例が家相文献には多くみられるが、「…こうしないと祟る」と脅かしながら住まい造りについて教える教則本としての役割も果たしていたことが明らかである。

○團扇

厩は他の建物と棟を別にし、或いは家屋の外側に設け、臭気の放散に努め常に清潔に保つようという。方位は八千二支にあるのが良く、坤艮にあれば、「住人常に疾病多く或いは家運の発達を妨げ」と、最も厳しい凶の判断が下っている。

○倉庫

蔵は「一切の家財宝器を納め置く所」であり、家相説では重要視される場合が多い。坤艮にあると、「その宝貨徳を失うのみならず、(中略)…産業衰微し、子孫永続すること難し」と判断も厳しい。方位としては乾坎巽が大吉相であり、次に兌震離にあるものを良しとする。

○納屋物置

前項の倉庫、蔵とは区別し「日用の雑具、鹽噌炭薪」などを納める場所をいう。坤艮は「極めて凶」であり、「住人常に疾病を患い、禍を子孫にのこすこと多し」という。吉の方位は前項同様である。

○馬厩牛欄

糞尿の臭気が常に絶えないので、母屋から遠ざけ棟を別に設けよという。坤艮は最も凶であり吉方位は前項同様である。また厩などの向きは北、戌亥が良いという。

○浴室

「常に陰濁の気を止む」ため、坤艮は凶、八千二支の方位ならば妨げないが、常に清潔を心がけよという。

○門戸

「宅気流通の所」であるため重要視される。戸口が門路の突き当たりにある形は凶であり、同じく道路が門に直入する形も忌み嫌われる。方位は八千二支を良しとしている。

○神棚仏壇

「信仰するところの尊像及び祖先の霊牌を安置」し、香華を手向ける場所であるため、疎かにできないという。八千二支に備えると吉で、坤艮は徳を損なうという。

○神祠

宅地の鎮守であり、八千二支の場所に清浄に備えよという。

○窖

住まいの敷地、及び家屋内に穴蔵を作することを禁じている。もしやむを得ず作る場合は、「よくその空気の流通を計り、常に湿悪の気をして発散せしめ」るようにと、換気により湿気を飛ばすよう注意をしている。

坤艮中にある場合は大凶であり、「宅主の短命をつかさどり、家道の頹廢を招く」という。この「中」とは、中央のことであり、家相説では二十四方位に加えて、要所では中央のあり方にも言及する。結局、窖は坤艮以外の六宮に構えよという。

○走水水溜

水回りについては常に湿気と不潔に配慮せよといい、雑排水を溜める水溜も、排水に注意し家屋や特に井戸から遠ざけ、清潔を保つようという。方位については最後に一言、八千二支ならば妨げが

ないと述べるのみであり、専ら衛生に気を配っている。

○芥場肥溜ちりだめ

前項同様に「汚穢不浄の集中する所」ゆえに、家屋から離し防臭を計り、常に清潔にせよという。方位に関しても前項同様である。

○離座敷茶室

離れ座敷や茶室などの傍屋は、坤艮を除いた六宮に構え、風通しと日当たりを良くせよという。

○泉池

庭の泉池はなるべくない方が良く、特に坤艮二宮は大いに忌むという。また、その水が流れずに溜まる場合は「大いに衛生を害する」ため、少しでも腐水が停滞しないように排水を計り清潔を保てといひ、この項においても方位よりも衛生を優先する傾向が認められる。

○庭園

樹木は大気を新鮮にするので、住まいには庭園が必要であると説く。庭がない住まいは人が衣服を着ていないようなものだともいう。庭は夏涼しく、冬暖かく作ると良いとし、この点でも人の衣服と同じであると説く。

樹木横溢する暗い庭園や、平原のように樹木のない広い庭も良くなく、適度に「大気の集散の如何を計」るような庭と家屋の関係を造れと述べ、方位には触れない。

以上のように、住まい造りの家相上の要点を見る作業は、とりも

なおさず一般的な住宅設計の際に配慮しなければならない点とほぼ同様である。江戸末期の家相文献の中には、方位別の吉凶判断の内容や吉凶の判断に凝るものも多いが、本文献では吉凶を判断する方位は六宮二支に言及するに止め、その他には坤艮の二宮に凶の意味を認める例が多くみられる程度である。

但しその方位が何故吉であり、凶であるのかについての説明は本文中に一切なく、ここを「科学的に」説明してしまつては観相としての「家相説」ではなくなるからかと推察される。

著者は第八章において「坤艮中三宮の節」を設け、坤艮の二宮は「陰陽転革の地」であるため、ここに作事をするを良しとしない説や鬼門説をあげ、また中央は五行説の土の位置するところであるために重要であるというものの、同じく確固たる理由は示されない。

本文献においては、全体の調子をみても方位別吉凶を言うよりも、住宅内の湿気除去、風通し、日当たり、衛生を保つことなどに配慮した通常の住まい造りの推奨が強調されていることは明らかである。

以上のようなことに配慮した住まいの例が本文献下巻には六十例図示されているが、その中から一例を図2に示す。これは農家の例であり、東側乙の方位に門がある。敷地は道路側の間口十八間、奥行き二十六間であり、四百六十八坪ある。母屋と中庭をはさんで西側に離れの書院がある。蔵は乾と巽に二箇所あり、母屋は東側に土

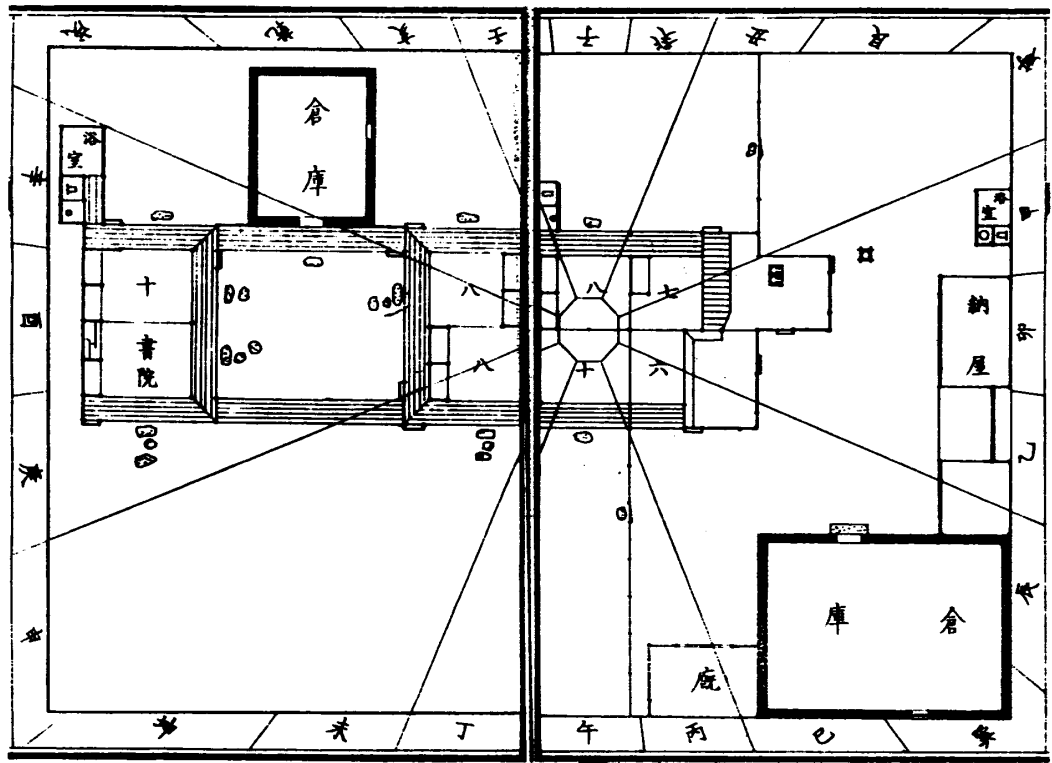


図2 農家の平面図例

(東京家政学院大学図書館大江文庫所蔵「家相新編」より転載)

間のある六間取りの平面を持つ。先に挙げた住宅の各部位別の注意事項をふまえた例として、無理のない平面計画が示されているとい

えよう。

本文献に見る家相の吉凶判断とは、江戸末期の一般的な家相文献の内容に似て、方位の正当を避け、坤艮のみに特に注意を払い、あとは通常の住まい造りと同様に日照と通風に配慮した湿気のためでない、日本の気候風土に適した住まい造りの方法を提案するものであることがこれらの文章や図例から明らかになった。

三、「家相新編」が典拠とする江戸末期の家相説

前項において、尾島碩聞の家相説の内容には江戸時代末期の一般的な家相説に似たものが認められることを指摘したが、ここでは本文献の他の部分により碩聞が典拠としたものを探り、碩聞の立場を明らかにしたい。

本文献第一章第四節本邦宅相術の沿革に、次のような記述がある。

本邦に於いては推古天皇の朝、初めてこれを伝えしより、近世に至りて大いに隆盛を極む。然るに術者或いはこれを機とし、牽強付会を以て杜撰の説を修飾し、人を欺き世を害す。独り琴鶴翁、超然正理を看破し、大いに斯道の改善を図る。今日斯道の盛んなる、実に先生の賜に非ざるはなし。

この一文が示すように著者尾島碩聞は、江戸末期に畿内で一流派を築いた松浦派の松浦琴鶴の説に大いに共感している。本文献によ

ると、琴鶴は安永三年（一七七四）に生まれ、嘉永三年（一八五〇）に没しているので、碩聞が直接に師事したことはないと考えられるが、家相説（本文献では、著者は宅相術と呼ぶ場合が多い）の内容について多大な影響をうけていることは明らかである。

同じく第四節の続く文章には、推古天皇の時代に僧観勤により我が国にもたらされた天文地理、遁甲方術の書の中に「斯道の根源」はあり、また平城京遷都の詔に「方今平城の地、四禽凶に叶い、三山鎮をなし、龜笠並び従う。宜しく都邑を建つべし。」とあるように、当時からこの考え方は存在したと述べている。

次には、「然りと雖も推古天皇以来、徳川氏の中葉に至る間は、専ら上流の間のみ行われて、広く民間に伝わらざりしが」、明和、安永年間（一七六四～一七八〇）に撰州（撰津の国）に神谷古暦という家相相者が出て、天明年間（一七八一～一七八八）に「家相観地録」を著したが、「…惜しむべきはその説多く牽強付会に陥り、信ずるに足らず」と、古暦の唱える家相説に碩聞は反論している。

古暦には門人が多く、平岡米山、浅井金蘭、大田錦城、荒井堯民、海保漁村らがいる。

この後、古易堂大江桐陽、正田慶明、古暦の門人と目される松浦鶴雄などが輩出するが、寛政年間（一七八九～一八〇〇）に、浪速に松浦東鶏が起り、「当時来舶せし陰陽五要奇書、協紀弁方書、五種秘窮等の諸書を参考し、陰陽五行の定理に依りてその善悪を弁じ」、家相文献を多数著し、「近世斯道の盛ん」な時代が到来した。

以後「爾来論者益々輩出し、甲是乙非異説紛々」したところに松浦琴鶴が登場し、諸説を一刀両断したという。

本文献にみる松浦琴鶴の来歴については別稿にて詳述したが、本稿において必要な点を述べると次のようになる。

松浦東鶏の父は「某藩の士」であり、浪速高津に住んだが、長子和助が家を継ぎ商いを業とした。和助の子息が松浦琴鶴であり安永三年に生まれた。年少にして父を失い、母の故郷有馬で暫く過ごす。叔父の東鶏は兄の家務整理の後に独立し、陰陽道に志して陰陽家となり、東鶏松浦久信を名乗る（それまでは好之助）。

琴鶴は長じて叔父に師事するが、後に独立して自らの家相流派を設立する。琴鶴には三男があるが、長男は別家して商業を営み、次男逸成は後に琴鶴を継ぐ。琴鶴は嘉永三年に没しており、二代目逸成は安政三年（一八五六）に亡くなり、弘化元年（一八四四）生まれの長逸が三代目を継いでいる。

逸成が長じるまでは、琴鶴の門人鶴州が琴鶴の養子に入り二代目を努めたが、逸成が継いでからは京都で一家をなし、幸最を名乗る。この二代目は門人筑後であり、三代目は幸最の末子最陽茂である。

松浦一門の家相流派の来歴の説明が長くなったが、このような事情は当該相者の文献からは明らかにされる例が少なく、門人による序文の一部に見られる程度である。ここでは碩聞が琴鶴門下であるか否かの明確な記述はないものの、他の文献には見られない家相流派の係累の記述であるため、紙幅を割いた。

以上のような松浦一派の趨勢が碩問により記され、彼が琴鶴の説に共鳴していることも明らかであるが、本文獻はあくまでも碩問が新たな論を展開したものである。その理由は、近頃「斯道を称する者紛々として増加し」、その説も多岐に渡り、相反する理論が展開されるのを見かねて、「斯道の一新を図り」宅相法を編み出したからであると述べられている。

それゆえに、尾島碩問が江戸末期の家相説流行の状況を分析し、各論を鑑みた上に松浦琴鶴の説に共鳴し、なお自らも舶載典籍を縦覧したうえに自らの論を展開させたものが本文獻であると考ええる方が、松浦一派門下生説より妥当であると考えられる。

四、結語

本文獻は江戸の宅相家尾島碩問がまとめたものであり、下巻の六十例の住宅平面図が示すように、これから住まいを新築、改築する人に向けた実用書である。筆者はこれまで畿内の家相流派の文献を多く扱ってきたので、江戸の観相家による文献は畿内発のものとのように違うのかに興味があったが、上述のとおり本文獻は畿内で流行した松浦琴鶴の説に準じたものであり、吉凶判断の内容には大差ないことが明らかになった。

しかし明治も半ばを過ぎた頃であるのにもかかわらず、家相に関して「諸説紛々とした」状況があるとは、観相家の言であることを割り引いたとしても、なお巷間に流布していたことを示すことが明

らかである。

但しその家相説の内容とえば、二で詳述した如く、江戸中・後期以来の、住まいの各要素に対する方位別吉凶という定式をとるものの、方位に関するこだわりは弱く、むしろ家相の名を借りて読者に健全な住まい造りを提唱するものであることが明らかになった。

本文獻は、先述したように江戸以来の家相説が典拠とした舶載漢籍のリストもあり、また様々なタイプの吉相の住宅平面図六十例も載るなど、内容が豊富である。これらの分析は別稿にて改めて取りあげ、明治期の他の文献の分析も進めることにより、さらにこの時期の家相説の展開について明らかにしたいと考えている。(本稿は平成十三年度科学研究費補助金の助成を得て作成している。)

*1 筆者は江戸時代中・後期の家相文献について継続的に研究を行っており、本紀要第三十六、三十七号においても江戸末期の文献を扱っている。またそれ以前の研究については拙著『江戸時代の家相説』(一九九九、雄山閣)を参照されたい。

*2 筆者が底本として用いたのは、明治三十三年自序、同三十四年刊行の、東京家政学院大学図書館大江文庫所蔵の版本である。

*3 以下、文献より引用する部分では、原文を尊重しつつ読みやすさを考え、表記を若干改めた。カタカナをひらがなにし、誤字脱字を改め、一部旧字体を新字体表記に改めている。

*4 本文獻の場合、方位別判断をする際の磁針を置く位置、即ち住まいの中心

は、「宅主の寝室ある家屋の中心」を用いると第四章で述べている。

*5 二十四方位に一年の時間の流れを重ねて考えると、艮は「極陰発陽」といい、陰から陽へと移る点であり、万物が枯れた中から新たな命が芽吹くときとされ、坤は「極陽発陰」といい、反対に陽から陰へと転じる点であるため、両者とも重要な意味を持つと古来認識されている。これは古代中国に発する陰陽五行説に拠る方位と時制にかかわる考え方である。

*6 四禽とは、東西南北の四方を守るとされた古代中国の思想から伝えられた神話上の動物であり、青龍、白虎、朱雀、玄武である。青龍は東を、白虎は西を、朱雀は南を、玄武（亀と蛇が一体化した形の動物）は北を守ると目された。ここでは平城京を囲む三山を青龍、白虎、玄武に見立て、これらの霊獣に守られ、祝福された土地であると詔に示されていることを言っている。

*7 江戸末期の家相相者については、註一の前掲書に詳しい。

*8 松浦琴鶴の来歴についても、註一の前掲書に詳しい。